

●香川県選挙管理委員会告示第49号

平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧期間を公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定める。

平成21年8月11日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

平成21年8月18日